区民環境委員会資料
平成 28 年 11 月 29 日
区民文化部地域振興課

専決処分の報告について

1　事故の概要

平成２８年７月１９日(火)午前１０時２０分頃、板橋区蓮沼町２８番先の区道において、自転車で公務出張中の区職員がＴ字路を左折する際、確認を怠り左折したところ、目の前に現れた区職員に驚いた被害者が「危ない」と発声した。その声で区職員が急停止し、区職員の自転車後部に被害者の自転車前輪が衝突し、被害者が転倒した。

被害者は、転倒した際にズボンが破けるとともに、頸椎・腰椎・両上下肢座傷の診断を受け、８月１０日(水)までに、延べ２日の治療を行った。

2　被害者の住所及び氏名

[redacted]

3　損害賠償額

合計　４４，８５８円	（内訳）	治療費	２３，８２０円
		文書料	１０，８００円
		ズボン代金	１０，２３８円

4　示談成立日

平成２８年９月２日

5　示談の処理

区は、本件事故による治療費、文書料、ズボン代金を支払うこととし、併せて本件事故についての何ら債権債務が存しないことを被害者と区が確認し示談を交わした。

6　支払日

平成２８年９月９日

なお、損害賠償額については、「特別区自治体総合賠償責任保険」から全額補てんされる。

7　再発防止策

職員が自転車を利用する際、交通法規を順守し、安全運転を徹底する。